

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（令和6年度第1回）議事概要

開催日及び場所	令和6年11月25日（月） 東京国立博物館平成館3階第1会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 原田 一敏（ふくやま美術館 館長／東京藝術大学 名誉教授）</p> <p>○委員 西浦 忠輝（特定非営利活動法人文化財保存支援機構 副理事長） 山田 美代子（公認会計士） 太刀川 俊明（株式会社三越伊勢丹 美術営業部 営業部長） 久留島 典子（独立行政法人国立文化財機構 監事） 稲垣 正人（独立行政法人国立文化財機構 監事）</p>	
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日	
個別審査対象案件	131件	<p>○議事</p> <p>（報告事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和5年度第2回契約監視委員会の実施結果について 令和6年度上半期契約実績について <p>（協議事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和6年度（4～9月期）契約点検（競争性のない随意契約） 令和6年度（4～9月期）契約点検（一者応札・一者応募） 令和6年度（4～9月期）契約点検（その他案件）
令和6年度（4～9月期）契約 （競争性のない随意契約）	33件	
令和6年度（4～9月期）契約 （一者応札・一者応募）	56件	
令和6年度（4～9月期）契約 （その他案件）	42件	

※委員からの意見・質問、それに対する回答及び審議総括については、【別紙1】のとおり

【別紙1】

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>(報告事項)</p> <p>1. 令和5年度第2回契約監視委員会の実施結果について</p> <p>特段の質問事項はなし</p> <p>2. 令和6年度上半期契約実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館の自主企画特別展の追加監視ポスト契約について、当初想定を大幅に超過した契約金額となったのはなぜか。 ・調達等合理化計画で定める目標値について、件数割合は達成したが、金額割合は達成できていない状況である。金額割合について、未達成ではあるものの昨年度同時期から大幅に改善されているため、引き続き改善取組を継続し、目標達成に努めてほしい。 <p>(協議事項)</p> <p>1. 令和6年度(4~9月期)契約(競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の契約33件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都国立博物館の特別展音声ガイド制作及び運営業務契約について、なぜ英語版のみを特命随意契約で契約しているのか。 ・皇居三の丸尚蔵館の成田空港広告出稿業務について、契約金額が高額であるが、効果の検証についてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーティストの意向による展示構成の都合及び想定を遥かに超える来場者数があり、当初の見込みよりも多くの監視ポストが必要となったため。 ・承知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語版の制作業務についてはマスコミ等共催者が担っているが、国の政策として多言語化の推進が求められており、英語版のみ京博において締結している。日本語版の制作業者と同者に委託する必要があり、特命随意契約にて契約を行った。 ・皇居三の丸尚蔵館は開館して間もないため、インバウンドへの周知を目的として成田空港へ広告を掲出した。今後の継続について、効果も踏まえ

<p>(2) 総括</p> <p>令和6年度(4~9月期)契約(競争性のない随意契約)について、妥当であると判断する。</p> <p>2. 令和6年度(4~9月期)契約(一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約56件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京文化財研究所の国際研修実施指導業務契約について、なぜ事前確認公募にて契約を行っているのか。 ・自動車やPCの購入など、複数者の参加が見込まれた案件が複数見受けられる。仕様書の見直しを行うなど、一者応札・一者応募の改善に努めてほしい。 <p>(2) 総括</p> <p>令和6年度(4~9月期)契約(一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。</p> <p>3. 令和6年度(4~9月期)契約(その他案件)の点検</p> <p>(1) 該当の42件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数者の参加が見込まれるとして公告期間が20日未満となっている調達案件が複数見受けられるが、このような場合であっても自主的取組として20日間の公告期間の確保に努めるべきではないのか。 	<p>て検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務はこれまで特命随意契約を締結していた業務であるが、競争性のない随意契約の削減のための新たな取組として事前確認公募へ移行したものの。他の事前確認公募への移行が可能な案件についても同様の取組を行っている。 ・承知した。 ・一者応札・一者応募の改善を目的として公告期間の20日間の確保に取り組んでいるが、事前に複数者の参加が確実に見込まれる場合には必ずしも20日間とする必要はないと判断している。
--	--

(2) 総括

令和6年度(4~9月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。